

2017年3月2日 全5頁

DIR Public Policy Research Note

米国の法人所得税改革案

実現すれば劇的な変化が起きる

パブリック・ポリシー・チーム
研究員 神尾 篤史

[要約]

- 法人所得税改革案について、議会演説の内容やトランプ大統領の大統領選挙中の公約などを見ると、2016年6月に下院共和党が公表した税制改革案と共通する部分がある。ただし、下院共和党案に比べて、トランプ大統領案は明確ではない部分が多い。
- 下院共和党案は、法人所得税を従来の所得ベースからキャッシュフローベースの仕向地課税主義へ変更することに加え、国際租税制度については全世界所得課税主義を源泉地国課税主義に変更して米国企業の国外所得を今後は課税対象としないことなどを示している。下院共和党案がトランプ大統領案に反映され、議会での採決を経て実現されれば、極めてドラスティックな法人所得税改革が行われることになる。

1. はじめに

トランプ大統領による法人所得減税への発言が注目されている。2月28日に行われた米議会での演説では法人税率を引き下げる歴史的な税制改革を進めることを強調した。しかし、今回の演説が行われた現時点でも、選挙公約やホワイトハウスのウェブページに掲載されている案は明確ではない部分があり、法人所得税改革のパッケージがどのようなものになるか明らかではない。

他方、下院共和党は2016年6月に“A Better Way”という名称の税制改革案（以下、下院共和党案）を公表している。トランプ大統領が今後提示するであろう改革案は下院共和党案を少なからず取り込んだものになると予想される。法人所得減税等を法案の内容に落とし込み、議会で可決させるには、共和党の協力が必要なためである。また、議会演説の内容、選挙公約、ホワイトハウスのウェブページに掲載されている案は下院共和党案といくつかの共通点があり、両者が全く別物になることは考えにくい。

本稿ではトランプ大統領の選挙期間中の公約、ホワイトハウスのウェブページに掲げられた案、議会演説の内容をトランプ大統領案として、下院共和党案と簡単に比較した後、下院共和党案のポイントを概説する。

2. トランプ大統領案と下院共和党案の比較

図表1は法人所得税改革に関するトランプ大統領案と下院共和党案の主な項目の比較である。税率の大幅な引下げ、外国子会社に蓄積させている所得への一度限りの課税、租税特別措置の原則廃止、税法の簡素化などが両者の共通点として挙げられる。一方でトランプ大統領案の国境税と下院共和党案の国境調整措置が同じことを示しているのか、まだ明らかにはなっていない。

図表1 法人所得税改革に関するトランプ大統領案と下院共和党案

	トランプ大統領案	下院共和党案
税率	・35%→15%	・35%→20% (単一税率)
課税ベースの変更等	—	・課税ベースを所得からキャッシュフローベースに変更(消費ベースの課税に近づける) ・投資の即時償却
国境調整関連	・生産拠点を海外に移し、米国に輸出を行う企業に国境税を課税	・法人税を仕向地課税主義にすることで、輸出免税、輸入課税を実施(国境調整措置)
国際課税	・企業がオフショアに保有する利益の送還について、1度限り税率10%で課税	・企業が海外で保有する利益のうち現金や現金同等物は8.75%、それ以外の保有分には3.75%を1度限り課税 ・全世界所得課税主義から源泉地国課税主義に変更
その他	・研究開発税制を除いて、租税特別措置の廃止 ・税法の簡素化	・研究開発税制を除いて、租税特別措置の廃止 ・税法の簡素化

(出所) The White House、トランプ大統領選挙公約、トランプ大統領議会演説、下院共和党“A Better Way”より大和総研作成

また、両案ともに税制改革の目的は経済成長と雇用創出の促進という点で共通している。トランプ大統領案は「時代遅れで複雑で厄介な税法を修復することで数百万の新たな雇用を創出し、経済を成長させるもの」としている。下院共和党案は全ての米国人（個人・企業）に向けた経済促進的な税法として、「雇用創出の促進と機会の確保、壊れた（複雑で膨大な）税法の簡素化と租税負担を軽くし公平なものとする」などとしている。

さらに、企業の資本構成を歪めないようにするという目的もある。法人所得税を課した後の所得の分配時に個人段階でも課税されるという配当の二重課税の問題が存在し、また、支払利子は損金算入されるため、資金調達において株式よりも負債が選択されやすいなど、法人所得税は中立的ではないという指摘が以前からなされてきた。

3. 下院共和党案のポイント

下院共和党案は現行の税法に対して以下の5つの問題を挙げている。

①大量で複雑になっているため、手間のかかるペーパーワークとコンプライアンスコストを米国人に負わせている

②特定の産業や団体に優遇措置をもたらしている

- ③資本から得られる所得への課税によって貯蓄と投資に不利益をもたらしている
- ④企業の海外移転を促進させている
- ⑤内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）は非効率な組織となっている

下院共和党案ではこれらの問題への対策が述べられている。いずれも重要な問題ではあるが、本稿では法人所得税が主に関係し、また話題を集めている国境調整措置が関係する④に焦点を絞って見ていく。

下院共和党案では、企業の海外移転が進んでいる例として米国多国籍企業の本社所在地の推移を挙げている。1960年には米国の20の多国籍企業のうち、17社は米国に本社を置いていたが、2015年にはわずか6社のみになったとしている。下院共和党案では企業が投資を選択するにあたって、税に関連する要素が最も重要としており、原因として考えられる法人所得税率の高さ、全世界所得課税主義、貿易に関する国境調整措置に関して改善策が案出されている。下院共和党案は、米国企業の国外資金を国内へ還流させて米国企業の国内回帰を促し、また、外国企業の米国投資を促進させることを企図している。現行の米国における法人に対する課税制度と下院共和党案は以下の通りである。

（法人所得税率の高さ）

米国連邦法人所得税の最高税率は35%だが、OECDの法人所得税率平均（2016年）が23%であることから考えれば、際立って高い水準にある。下院共和党案ではOECDの平均を下回る20%への税率引き下げを主張している。

（全世界所得課税主義）

現在の米国の国際租税制度は、居住法人の全世界所得を課税対象としている。これを全世界所得課税主義、あるいは、居住地国課税主義という。米国企業は米国内で発生した所得はもちろんのこと、外国子会社が海外で稼得した所得にも課税される。例えば、米国の企業が外国に子会社を設立し、その子会社が米国内の本社に利益を配当した場合、その配当は米国にある本国企業の課税ベースに算入されて課税されることになる¹。

ただし、米国では全世界所得課税主義を原則としつつも、米国外子会社が通常の事業活動から稼得した所得は米国に配当などの形で還流させるまで課税されない（子会社に所得を留保することが可能）。そのため、米国の多国籍企業は2兆ドルもの資金を海外に置いていとされている。

他方で、米国の主要な取引相手国のいくつかは企業の国籍に関係なく、所得の源泉地で課税

¹ このケースでは外国で法人所得税が課され、米国でも法人所得税が課されることから何らの調整も行わなければ国際的な二重課税が生じてしまう。そこで、二重課税を排除すべく、外国子会社が配当した場合、配当金に対応する現地で負担した税額を本国企業が外国税額控除として控除することが認められる。

を行う源泉地国課税主義（領土内所得課税主義）が採られており、国内の居住法人であっても国外で稼得した所得は課税の対象とされない（外国子会社から国内の本社への配当には課税しない）。

すなわち、全世界所得課税主義の下では、米国企業が米国外の所得を米国内に還流させると課税という一種のペナルティーが課されるため、米国内での再投資を減退させているという認識が共和党筋にはあるのだろう。一方で源泉地国課税主義を採る国の企業は、海外で稼得した所得を自国に還流させても課税はされず、自国での再投資について米国企業よりも有利と判断しているのだろう。

下院共和党案では国外に置かれている資金を米国内に還流させるために、現金や現金同等物には 8.75%、それら以外には 3.75% という法人所得税率よりも低い税率での課税を一度だけ行うとしている。加えて、他国と同様に海外子会社などの国外所得に関しては源泉地国課税主義（国外所得に対する課税を免除する方式）へ移行し、外国子会社が得た所得が配当などの形で米国内に還流しやすくすることを考えている。

（貿易に関する国境調整措置）

WTO で認められている国境調整措置においては、付加価値税（日本では消費税）のような間接税では、輸入は課税され、輸出は免税される。これは国内取引と条件を同じにするために、外国から輸入されて国内で消費されるものについては課税するという消費地課税主義、または仕向地課税主義といわれる。しかし、直接税では国境調整措置は認められていない。米国では付加価値税が導入されておらず、間接税を通じた国境調整が行えないことから米国企業の競争力が弱くなっており不公平という主張がなされている（法人所得税では輸出によって得た所得は租税負担を負い、反対に輸入による仕入（売上原価）は控除され租税負担を負わない）。

下院共和党案は米国以外に広く普及している付加価値税を導入するのではなく、法人の課税ベースを所得からキャッシュフローに変更し（消費ベースの課税に近づける²⁾）、仕向地課税主義にすることで、国境調整を行うと主張している。それが WTO で認められるのか不明だが、以下で述べるように、下院共和党案では米国法人税が実質的には付加価値税に近いものになることは確かである。

従来の所得ベースの課税を大まかに言えば、売上から原材料費を差し引き、さらにその売上を得るための賃金（支払給与）と設備等の減価償却費と支払利子を控除した残額が課税ベースとなる。

他方、下院共和党案のキャッシュフローベースの法人課税においては、設備投資についての扱い以外に詳細な説明はないが、一般的に言えば、キャッシュフローベースの課税とは売上か

²⁾ 消費ベースの課税に近づけるということは受取利子や受取配当など貯蓄と投資から得た所得は非課税となる。貯蓄と投資を妨げず、資本の蓄積を促進させ、経済成長を促すとされる。一方で所得ベースでは受取利子や受取配当などに課税することから、貯蓄と投資を妨げ、資本の蓄積を抑制するとされる。

ら原材料を差し引き、そこから支払賃金と設備投資を除いた金額が課税ベースとなる。設備投資については所得ベースであれば減価償却費を毎期の損金に算入することになるが、キャッシュフローベースであれば設備（機械や建物等）を購入した時点で仕入として控除（即時償却）されることになる。それと同時に所得ベースにおける支払利子の損金算入は、キャッシュフローベースでは廃止されることになる。

図表 2 では国境調整措置の意味を理解するために、仕向地主義キャッシュフロー課税ベースの租税負担の例を、農業、製造業、小売業の 3 つの事業で示した。前提は、農業の売上は国内、仕入は海外（輸入）、製造業は売上と仕入ともに国内、小売業は国内販売と海外販売の 2 つのケースがあり、仕入はともに国内である。農業は国内売上から仕入と人件費を控除した金額が 20 となるが、海外から仕入れているため国境調整措置（輸入への課税）として 25 が加算され、課税ベースは 45 となる。製造業は売上から仕入と人件費を控除した金額が 15 となるが、売上も仕入も国内であるため国境調整措置はなく、課税ベースは 15 のままである。国内販売を営む小売業は売上から仕入と人件費を控除した金額が 10 で、国境調整措置はなく、課税ベースは 10 である。これに対し、海外販売を行う小売業は売上から仕入と人件費を控除した金額は 10 であるが、海外販売にともなう国境調整措置として 100 が減算され（輸出免税）、課税ベースは -90 となる。

図表 2 仕向地主義キャッシュフロー課税ベースにおける租税負担の例

	売上	仕入	人件費	国境調整措置	課税ベース
農業	50	25	5	25	45
製造業	80	50	15	0	15
小売業					
国内販売	100	80	10	0	10
海外販売（輸出）	100	80	10	-100	-90

(出所) Alan J. Auerbach & Douglas Holtz-Eakin(2016)“The Role of Border Adjustments in International Taxation”, American Action Forum research paper より大和総研作成

4. おわりに

下院共和党案がトランプ大統領案に反映され、議会の採決を経て実現すれば、法人所得税について極めてドラスティックな改革が行われることになる。法人税をキャッシュフローベースの仕向地課税主義へ変更することや、国外所得の源泉地国課税主義への変更は米国議会などにおいて以前から検討されてきたが、これまで現実のものとはならなかった。報道によれば、ムニューチン財務長官が本年 8 月までに税制改革を行うと述べている。それまでに公表される法人所得税改革案がどのようなものになるか、行政府と議会の双方の動向に注目していきたい。